

寛文二年(一六六二)二月二十二日以降の「越ヶ谷領内」土屋領の変遷

秦野 秀明

はじめに

『寛政重修諸家譜』土屋但馬守数直の項目⁽¹⁾によれば、寛文二年(一六六二)二月二十二日、「武蔵国埼玉郡越谷(マ)領の内をいて五千石を加増せられて一萬石を領す」、寛文四年(一六六四)六月十三日、「武蔵国多摩郡玉、相模国三浦三郡の内をいて五千石を加へらる」、寛文九年(一六六九)六月二十五日、「常陸国新治、信太、筑波、武蔵国埼玉四郡のうちをいて、一萬石を加増あり。すべて四萬五千石を領す」という記載がある。

延宝八年(一六八〇)十二月の「袋山細沼家文書」⁽²⁾において、土屋相模守(政直)が荻島村を領地とした記載があるが、『新編武蔵風土記稿』⁽³⁾によれば、土屋但馬守及び土屋相模守が領地とした記録のある村々として、神明下村、西新井村、大間野村の「三ヶ村」のみの記載があり、荻島村の名はない。

つまり、寛文年間に「越ヶ谷領内」に土屋但馬守の領地があった記録や、延宝年間に荻島村に土屋相模守の領地があった記録は、『新編武蔵風土記稿』の完成した文政十三年(一八三〇)前後には、正確には伝承されていなかった可能性が高い。ゆえに、寛文二年(一六六二)二月二十二日以降の「越ヶ谷領内」の土屋領の変遷を調査した。

寛文年間の「越ヶ谷領内」土屋領

『新編武蔵風土記稿』⁽⁴⁾によれば、「越ヶ谷領」として、越ヶ谷宿、大澤町、花田村、荻島村、袋山村、野島村、後谷村、砂原村、神明下村、四町野村、七左衛門村、越巻村、大間野村の「二宿一町十一ヶ村」の記載がある。

『土浦市史』附録⁽⁵⁾によれば、出典が記載されていないが、土屋氏の領地として、寛文四年(一六六四)には、荻島村、西新井村、末田村、砂原村、小曾川村、後谷村、野島村、越巻村の「八ヶ村」、寛文九年(一六六九)には、神明下村、七左衛門新田(ママ)を追加した「十ヶ村」の記載がある。

『武蔵(正保)田園簿』⁽⁶⁾の記載を利用すれば、寛文年間には未だ分村されていない越巻村を除く、寛文四年(一六六四)の「七ヶ村」の合計四千八百七十三石余、寛文九年(一六六九)の「九ヶ村」の合計六千八百九十六石余が、判明する。この各年度における合計石高は、土屋氏の領地として、『寛政重修諸家譜』⁽¹⁾に記載されている埼玉郡越谷(マ)領内の村々の合計石高の推移として、大凡当てはまる。

『寛政重修諸家譜』土屋相模守政直の項目⁽²⁾によれば、延宝七年(一六七九)五月十日、(四月二日に亡くなった父但馬守数直から)「遺領を継」との記載があるので、荻島村が土屋氏の領地であったことに加え、前述の延宝八年(一六八〇)十二月の「袋山細沼家文書」の記載は、正しいことが判明した。

むすびにかえて

今回の調査で、『新編武蔵風土記稿』において土屋但馬守及び土屋相模守が領地とした記録のある村々の記載は、必ずしも正しくはないことが判明し、また、重要な仮説として、『新編武蔵風土記稿』⁽⁸⁾において、「越ヶ谷領」としてではなく、「岩槻領」として記載される村々である西新井村、末田村、小曾川村の「三ヶ村」は、少なくとも寛文年間までは、「越ヶ谷領」であった可能性が考えられること⁽⁹⁾も、同時に判明した。

最後に、その後の「越ヶ谷領内」の土屋領の変遷に関して述べると、天和二年(一六八二)二月二十二日の土屋相模守政直の転封⁽⁷⁾により、天和二年(一六八二)三月二十九日に、土屋領の一部が、堀田豊前守正休の領地⁽¹⁰⁾となり、元禄十一年(一六九八)三月七日の堀田豊前守正休の転封⁽⁹⁾により、元禄十二年(一六九九)正月十一日に、かつての土屋領の一部であった砂原村、後谷村の「二ヶ村」のみが、米倉丹後守昌忠(昌尹)の領地⁽¹¹⁾となり、その後は代々、米倉氏の領地として、明治維新を迎えた。

注

- (1) 『寛政重修諸家譜』第二 土屋但馬守数直の項目、続群書類従完成会、一九八三、一八九頁
- (2) 「袋山細沼家文書」『越谷市史』第三卷 史料一、越谷市、一九七三、五一〇・五一頁
- (3) 『新編武蔵風土記稿』「第三期」第十卷、雄山閣、一九六三、一四四・一五一・一五三頁
- (4) 『新編武蔵風土記稿』「第三期」第十卷、雄山閣、一九六三、一四七・一五四頁
- (5) 『土浦市史』土浦市史編さん委員会編、土浦市史刊行会、一九七五、附録
- (6) 『武蔵(正保)田園簿』近藤出版社、一九七七、一五〇・一五二頁
- (7) 『寛政重修諸家譜』第一 土屋相模守政直の項目、続群書類従完成会、一九八三、一八九・一九一頁

(8) 『新編武蔵風土記稿』[第三期]第十卷、雄山閣、一九六三、一三八・一四四〜一四六頁
(9) 『武蔵国郡村誌』第十一卷、埼玉県立図書館、一九五四、三三二頁

〔末田村 本村古来越ヶ谷領に属す〕新編武蔵風土記に岩槻領と載す然れども

該村に存する天正宝永頃の古書に本領に作る因りて茲に訂正す

加藤幸一「平成十四年度調査 荻島地区石仏」、越谷市立図書館蔵、二〇〇三、三九頁

加藤幸一氏の調査・解説によれば、旧小曾川村慈眼寺跡墓地に、寛文二年(一六六二)七月十四日造立の

「地蔵菩薩像付き百堂巡礼塔」があり、「越ヶ谷内小曾河村」と刻まれている(太字・傍線筆者)。

(10) 『寛政重修諸家譜』第十 堀田豊前守正休の項目、続群書類従完成会、一九八四、四一四・四一五頁

(11) 『寛政重修諸家譜』第三 米倉丹後守昌忠(昌尹)の項目、続群書類従完成会、一九八四、二八八頁

「弘化二年十二月米倉氏系譜」『神奈川県史』資料編五 近世、神奈川県、一九七二、九四二頁

「天保九年六浦藩郷村高辻帳」『神奈川県史』資料編五 近世、神奈川県、一九七二、九五六頁

寛文二年(一六六二)二月二十二日以降の「越ヶ谷領内」土屋領の変遷の年表(追記、太字、傍線、西暦筆者)

土屋但馬守数直

寛文二年(一六六二)二月二十二日

寛文二年二月二十二日若年寄となり、武蔵国埼玉郡越谷(ママ)領の内にをいて、五千石を加増せられ一萬石を領す。

※『寛政重修諸家譜』第二、続群書類従完成会、一九八三、一八九頁

寛文四年(一六六四)六月十三日

(寛文四年)六月十三日武蔵国多摩埼玉、相模国三浦三郡の内にをいて、五千石を加へらる。

※『寛政重修諸家譜』第二、続群書類従完成会、一九八三、一八九頁

寛文九年(一六六九)六月二十五日

(寛文)九年六月二十五日土浦城をたまひ、常陸国新治、信太、筑波武蔵国埼玉四郡のうちをいて、「一萬石を加増あり。すべて四萬五千石を領す。

※『寛政重修諸家譜』第一、続群書類従完成会、一九八三、一八九頁

延宝七年(一六七九)四月二日

(延宝七年)四月二日卒す。年七十二。

※『寛政重修諸家譜』第二、続群書類従完成会、一九八三、一八九頁

土屋相模守政直

寛文五年(一六六五)十二月二十七日

寛文五年十二月二十七日相模守にあらたむ。

※『寛政重修諸家譜』第二、続群書類従完成会、一九八三、一八九頁

延宝七年(一六七九)五月十日

延宝七年五月十日遺領を継、

※『寛政重修諸家譜』第二、続群書類従完成会、一九八三、一八九頁

延宝八年(一六八〇)十二月

一 此以前荻嶋村耕地之内落堀当り申所ニ彼村土屋相模守様へ御知行ニ相渡り申候以後、荻嶋村方落堀築留申候故水落可申様無御座候御事

〔中略〕

延宝八申年十二月

〔後略〕

※「延宝八年(一六八〇)十二月 袋山村外四力村新川堀替願」

〔袋山細沼家文書明治大学蔵〕

『越谷市史』第三卷 史料一、越谷市、一九七三、五一〇・五一二頁

天和二年(一六八二)二月十二日

(天和)二年二月十二日土浦をあらためて田中城を賜ひ、駿河国志太、益津、遠江国榛原、城東、上総国山邊、常陸国茨城六郡の内にをいて

四萬五千石を領し、

※『寛政重修諸家譜』第二、続群書類従完成会、一九八三、一九〇頁

元禄十四年(一七〇二)十二月

〔前略〕

- 一 越ヶ谷領砂原村御〔中略〕先年土屋但馬守様御知行高七千石、百姓家数貳百五拾三軒ニ而御普請被遊被下候場ニ御座候、〔後略〕
- ※ 元禄十四年(一七〇二)十二月 砂原村普請場割合願
- 〔砂原村松沢家文書〕市史編さん室蔵

『越谷市史』第三卷 史料一、越谷市、一九七三、五一―頁

土屋領

- 砂原村・後谷村 ※ 出典不明
- ※ 『越谷市史第一卷 通史上』、越谷市役所、一九七五、四五八―四六〇頁
- 神明下村・槐戸新田(マ)村(後の七左衛門村・越巻村・大間野村)
- ※ 出典不明
- ※ 『越谷市史第一卷 通史上』、越谷市役所、一九七五、四五八―四六〇頁

堀田豊前守正休

天和二年(一六八二)三月二十九日

(天和二年三月二十九日徳松殿(綱吉子)に附属せられ西城に候す。この日廩米をあらためて、上野国多胡、緑栴、甘楽、武蔵国埼玉四郡のうちをいいて、一萬石をたまひ、上野国吉井を居所とす。

※ 『寛政重修諸家譜』第十、続群書類従完成会、一九八四、四一―四頁

元禄十一年(一六九八)三月七日

元禄十一年三月七日領地をあらためて、近江国甲賀、坂田、蒲生、愛知四郡のうちをいいて、坂田郡宮川を居所とす。

※ 『寛政重修諸家譜』第十、続群書類従完成会、一九八四、四一―五頁

元禄十四年(一七〇二)十二月

〔前略〕

- 一 堀田豊前守様御知行高四千七百石、百姓家数百五拾三軒ニ而、寅ノ年丑年二川欠ケ式百七間御普請被遊被下候、〔後略〕
- ※ 元禄十四年(一七〇二)十二月 砂原村普請場割合願
- 〔砂原村松沢家文書〕市史編さん室蔵

『越谷市史』第三卷 史料一、越谷市、一九七三、五一―頁

堀田領

砂原村・後谷村・荻島村 ※ 出典不明

※ 『越谷市史第一卷 通史上』、越谷市役所、一九七五、四五八―四六〇頁

米倉丹後守昌忠(昌尹)

元禄十二年(一六九九)正月十一日

(元禄十二年正月十一日五千石の領地の新恩あり、武蔵国埼玉、久良岐、多摩、相模国大住、上野国碓氷、下野国都賀、阿蘇等の数郡のうちをいいて、すべて一萬五千石を領す。

※ 『寛政重修諸家譜』第三、続群書類従完成会、一九八四、二八―八頁

同(元禄)十二己卯年正月十一日御加恩五千石拝領、

武蔵国埼玉郡之内式箇村後谷村、砂原村、〔中略〕、都合壹万五千石ニ被成下、同年二月廿五日領知目録頂戴之仕候、

※ 弘化二年(一八四五)十二月「米倉氏系譜」

『神奈川県史』資料編五 近世、神奈川県、一九七二、九四―二頁

元禄十四年(一七〇二)十二月

〔前略〕

- 一 三年前寅ノ五月中、御割郷ニ被為 仰付御知行ニ相渡り、久下作左衛門様御手代衆御割合被成候、砂原村高六百七拾八石四斗六升六合、内三百三拾石余百姓拾貳軒
- 米倉長門守様御知行所、残而三百四拾貳石余百姓拾貳軒御預所ニ

米倉丹後守昌照

- 御割合被為仰付候、「後略」
※元禄十四年(一七〇二)十二月 砂原村普請場割合願
〔砂原村松沢家文書〕市史編さん室蔵
『越谷市史』第三卷 史料一、越谷市、一九七三、五一頁

宝永二年(一七〇五)四月二十九日

其後丹後守昌照代ニ至宝永二乙酉年四月廿九日 御朱印頂戴仕、
武蔵国埼玉郡之内式箇村後谷村・砂原村、「中略」、
都合老万式千石長門守昌明以後領知仕候、
※弘化二年(一八四五)十二月「米倉氏系譜」

『神奈川県史』資料編五 近世、神奈川県、一九七二、九四五頁

宝永二年(一七〇五)六月

一 高三百四拾式石五斗式升壹合

越ヶ谷領之内砂原村

名主源右衛門

〔中略〕

宝永二歳乙酉六月 米倉主計家来

大浜弥次右衛門[㊦]

右之村名主惣百姓中

※宝永二年(一七〇五)六月 砂原村名主役申渡」

〔砂原村松沢家文書〕市史編さん室蔵

『越谷市史』第三卷 史料一、越谷市、一九七三、三三〇頁

米倉丹後守保教(忠仰)

享保七年(一七二二)七月二十七日

(下野国都賀郡)皆川の居所を、武蔵国久良岐郡金澤にうつす。

※『寛政重修諸家譜』第三、続群書類従完成会、一九八四、二八九頁

米倉領

天保九年(一八三八)

埼玉郡之内後谷村 高：三百八拾六石四升四合

砂原村 高：六百七拾八石四斗六升六合

※〔六浦藩〕郷村高辻帳」

『神奈川県史』資料編五 近世、神奈川県、一九七二、九五六〜九五八頁

『新編武蔵風土記稿』にみる土屋領該当地区及び近郷(追記、太字、傍線、西暦筆者)

〔岩槻領〕

末田村

當村固より岩槻領なりし由を傳れど、正保の郷帳には伊奈半十郎が御代官所の外、
金剛院浄音寺領と見えたり、後岩槻城附の領地となりしより、今も大岡主膳正が領する所なり、

長島村

當村古は西新井新田と唱へしを、元禄八年(一六九五)酒井河内守検地して一村となし、今の如く村名を改め、
同十年(一六九七)より御料となり、其後永井伊豆守に賜りしが、宝永年中上りて御料に復し今もしかり、

谷中村

谷中村古は四丁野村の新田にして、四町野新田谷中組、或は四丁野村の内谷中村など唱へしが、
元禄八年(一六九五)酒井河内守検地するとき、一村に分ちしと云、元禄改定の国図に始て載たればさもあるべし、「中略」、
當村御入国の後御料所なりしが、宝永二年(一七〇五) 岩槻城主小笠原佐渡守が、領地に賜りしより城附の領にして、
今大岡主膳正領せり、

西新井村

當村御入国の後御料所なりしが、寛文二年(一六六二)土屋相模守×(※但馬守の誤り)領地に賜はり、

後上りて元禄十一年(一六九八)小笠原佐渡守に賜はり、是も宝暦六年(一七五六)上りて御料となり、同年地を裂て大岡出雲守に賜はりしより、今は御料及び大岡主膳正が領地入會り、
(※天和二年(一六八二)から元禄十一年(一六九八)まで堀田豊前守の領地と推測)

小曾川村

當村古より御料所たりしに×、元禄十一年(一六九八)地を裂て武蔵孫之丞・高林源右衛門、同き十三年(一七〇〇)芝山小左衛門に賜はり、今に御料及び武蔵定五郎・高林健次郎・芝山小兵衛等が知る所なり、

「越ヶ谷領」

越ヶ谷宿

〔前略〕古は騎西庄に属し、越ヶ谷町と呼しが、延享四年(一七四七)より宿と唱ふ、〔中略〕、古は下にする大澤町は自ら一村なりしが、其後年代詳ならず當宿に属し、

越ヶ谷町大澤町の二ヶ所を合せて一宿とすと云、〔中略〕、御打入の後より御料所にて今も然り

大澤町

(記載なし)

花田村

當所も古より御料所なり、

荻島村

當所も古より御料所なりしが×、元禄十一年(一六九八)地を裂て、大河内金兵衛・天野彦兵衛・矢頭左近等が采地、餘は御料所なり、〔中略〕、又後年開きし新田二ヶ所あり、〔中略〕、共に高入となりて、御料に属せり、

袋山村

御打入の後より御料所にて今に然り、

野島村

野島村は古岩槻領と唱ふ、〔中略〕、ここも古くより御料なりしが×、

元禄十一年(一六九八)五月蜂屋半之丞・前田五左衛門二人に賜ひ、今も其子孫半之丞・五左衛門が采地なり

後谷村

又隣村西新井村の内に當村の地あり、〔中略〕、共に古より御料所なりしが×、

元禄十一年(一六九八)五月×(※元禄十二年(一六九九)正月十一日の誤り)米倉丹後守に賜はれり、〔中略〕、後延宝元年(一六七三)七月岡田五郎太夫見取場を改め、ここも今丹後守の子孫領す、

砂原村

領主の遷替檢地の年代用水等すべて前村に同じ×

又少許の新田あり、寛文十三年(一六七三)二月岡田五郎太夫糺せり、

神明下村

正保の頃は御料所に属す、

又村内神明の縁起中に、寛文中土屋相模守×(※但馬守の誤り)當所を領せしことを載す、されば其頃は彼の領分にて、後、又御料に復せしにや、

元禄十三年(一七〇〇)村を六分にして、平岡主殿・曾我七兵衛・菅谷某・長山彌三郎・中条某に賜ひ、餘は御料所にて、今其子孫平岡石見守・曾我豊後守・菅谷平八郎・長山彌三郎・中条鉄太郎知行及び御料所なり、

四町野村

正保の頃は御料所なりしが其後永井伊賀守に賜ひ、宝暦六年(一七五六)上りて御料所に復し今も同じ、

七左衛門村

正保の国図には新田槐戸村と載せ、元禄の改には今の村名に出たり、〔中略〕、開發の後より御料所なりしが×、元禄十三年(一七〇〇)平岡主殿・曾我七兵衛・長山彌三郎・菅谷某・中条某に賜ひ、

其餘は御料所にて今子孫平岡石見守・曾我豊後守・長山彌三郎・菅谷平八郎・中条鉄太郎等が采地及び御料所なり、

越巻村

越巻村は七左衛門村より分村す、

元禄国図に始て七左衛門村之枝郷と載せ、越巻の名出たれば、分れし年代も推て知らる、〔中略〕、分村の後は、御料所にや、其後永井伊賀守領分なりしが、宝暦六年(一七五六)上りて御料所となり、今も然り、

大間野村

大間野村も七左衛門村の分村にて、凡て前村に同じ、〔中略〕、分村の後×(※元禄国図に始めて七左衛門村之枝郷と載せる)

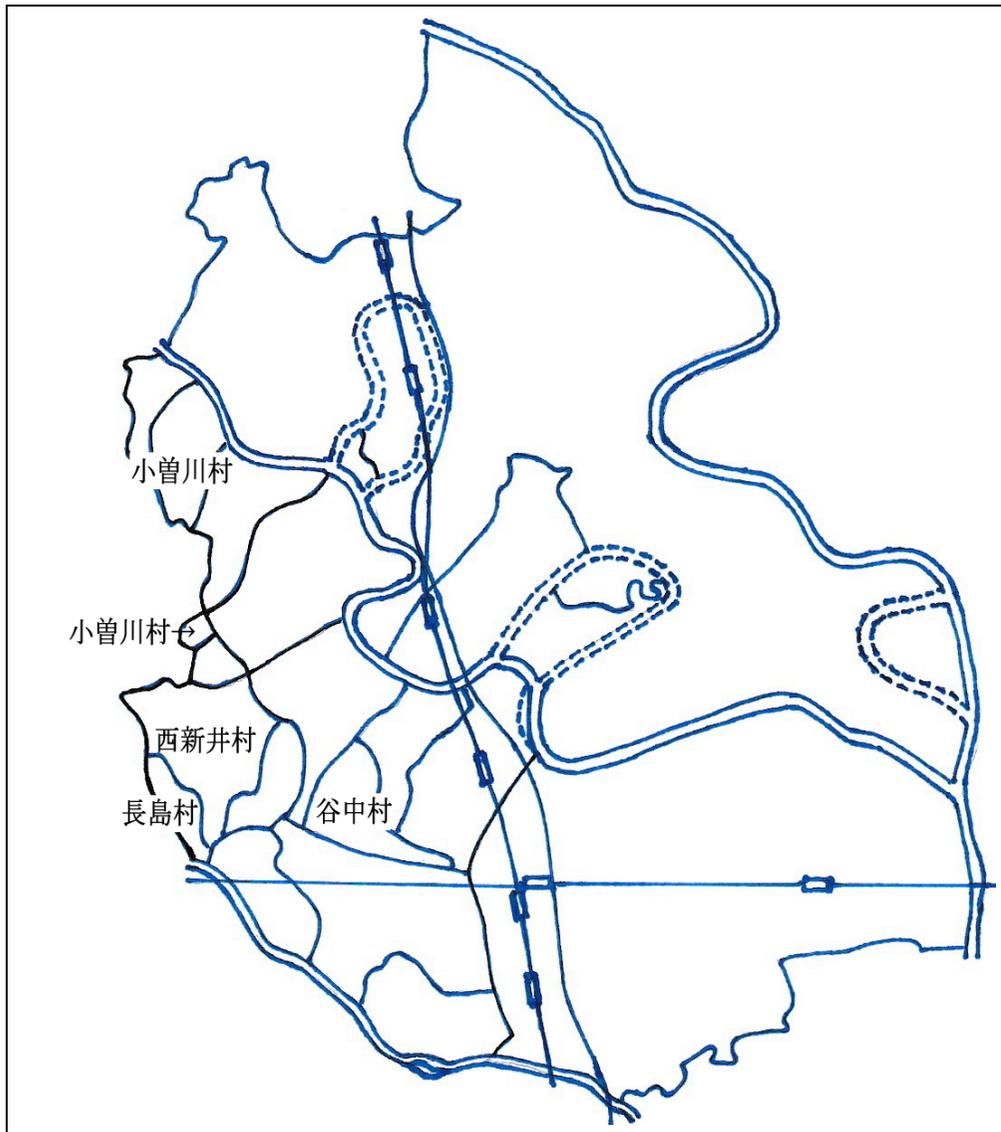
寛文四年(一六六四)より土屋但馬守領分なりしが、天和二年(一六八二)上りて御料所となり、今も然り、
※ 出典『新編武蔵風土記稿』【第三期】第十卷、雄山閣、一九六三、一四三〜一五四頁

越ヶ谷領	正保(「武蔵田園簿」)	越ヶ谷領	元禄(「元禄郷帳」)
越ヶ谷宿	1, 135. 632 石	越ヶ谷宿	1, 613. 653 石
大澤町	828. 411 石	大澤町	1, 064. 619 石
花田村	231. 397 石	花田村	245. 527 石
荻島村(寛文二年：土屋領)	<u>1, 342. 896</u> 石	荻島村	1, 342. 896 石
袋山村	364. 227 石	袋山村	237. 232 石
野島村(寛文二年：土屋領)	<u>177. 482</u> 石	野島村	177. 482 石
後谷村(寛文二年：土屋領)	<u>386. 044</u> 石	後谷村	386. 044 石
砂原村(寛文二年：土屋領)	<u>678. 466</u> 石	砂原村	678. 466 石
神明下村(寛文九年：土屋領)	<u>1, 002. 315</u> 石	神明下村	940. 975 石
四町野村(後の谷中村を含む)	1, 139. 455 石	四町野村	701. 488 石
新田槐戸村(寛文九年：土屋領) (後の七左衛門村、越巻村、 大間野村を含む)	<u>1, 020. 630</u> 石	七左衛門村	1, 102. 686 ⁵ 石
		越巻村	356. 764 石
		大間野村	589. 838 石
岩槻領	正保(「武蔵田園簿」)	岩槻領	元禄(「元禄郷帳」)
末田村(寛文二年：土屋領)	<u>725. 832</u> 石	末田村	738 石余
/	/	谷中村	300 石余/三ツ新田 37 石
西新井村(寛文二年：土屋領) (後の長島村を含む)	<u>1, 107. 636</u> 石	西新井村	1, 110. 007 石
		長島村	168. 231 石
小曾川村(寛文二年：土屋領)	<u>455. 495</u> 石	小曾川村	455. 495 石
寛文二年以降 土屋領(五千石分)	<u>4, 873. 851</u> 石	/	/
寛文九年以降 土屋領(七千石分)	<u>6, 896. 796</u> 石	/	/

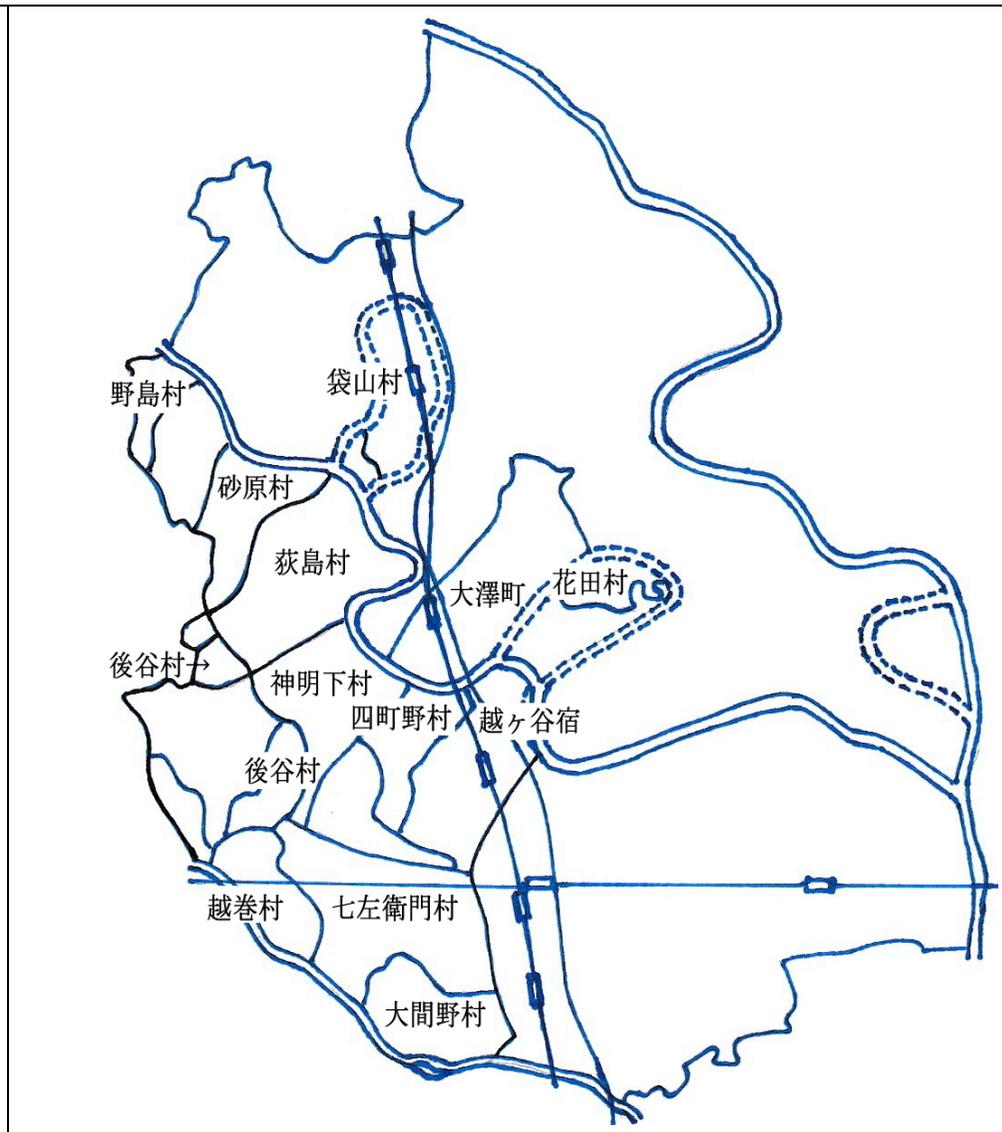
旧小曾川村・慈眼寺跡墓地
「地藏菩薩像付き百堂
巡礼塔」

「寛文二^{壬寅}天七月十四日」
「越ヶ谷内小曾河村」
の銘文より、少なくとも
寛文二年(一六六二)までは、
小曾川村が「越ヶ谷領」で
あった可能性が考えられる。
※「銘文」の調査、解説は、
加藤幸一氏による。

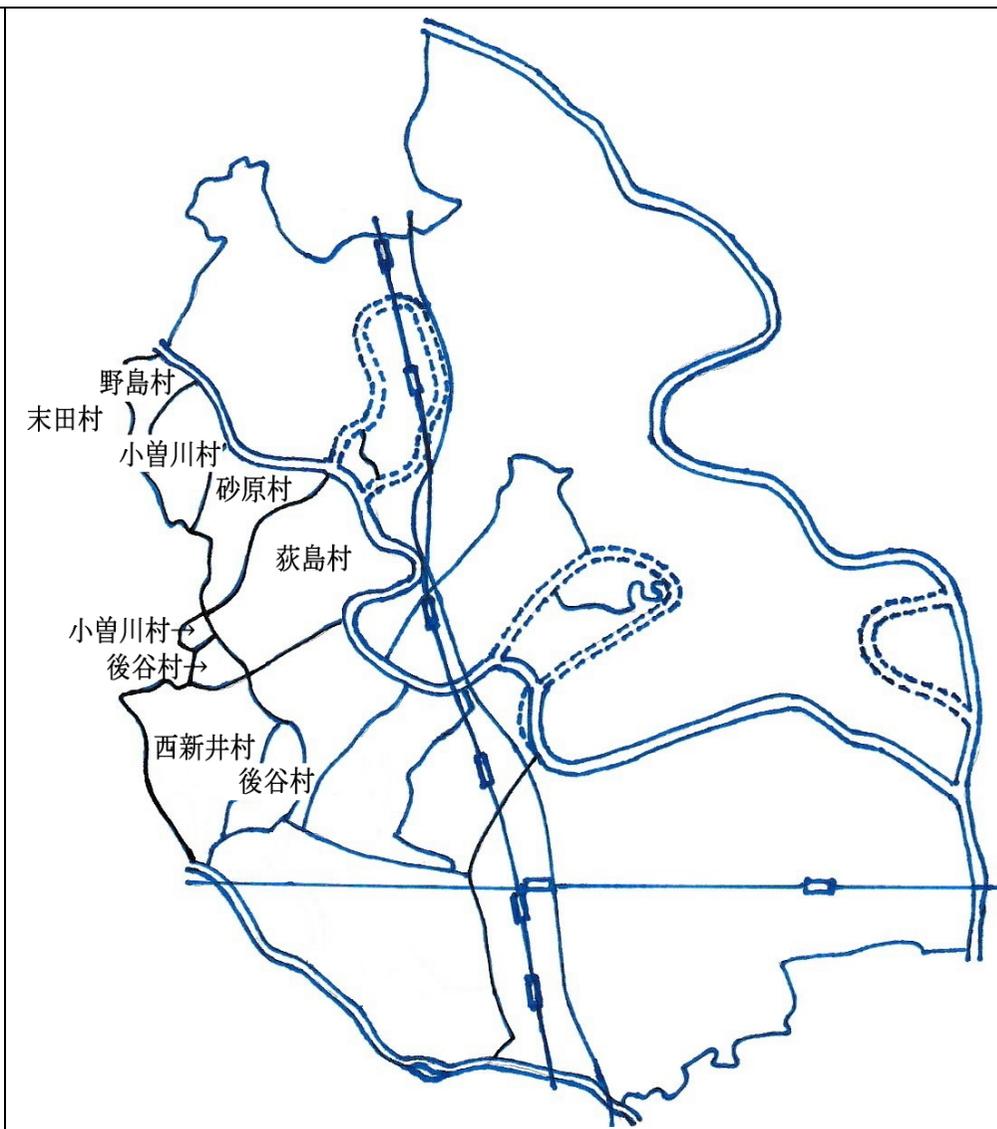
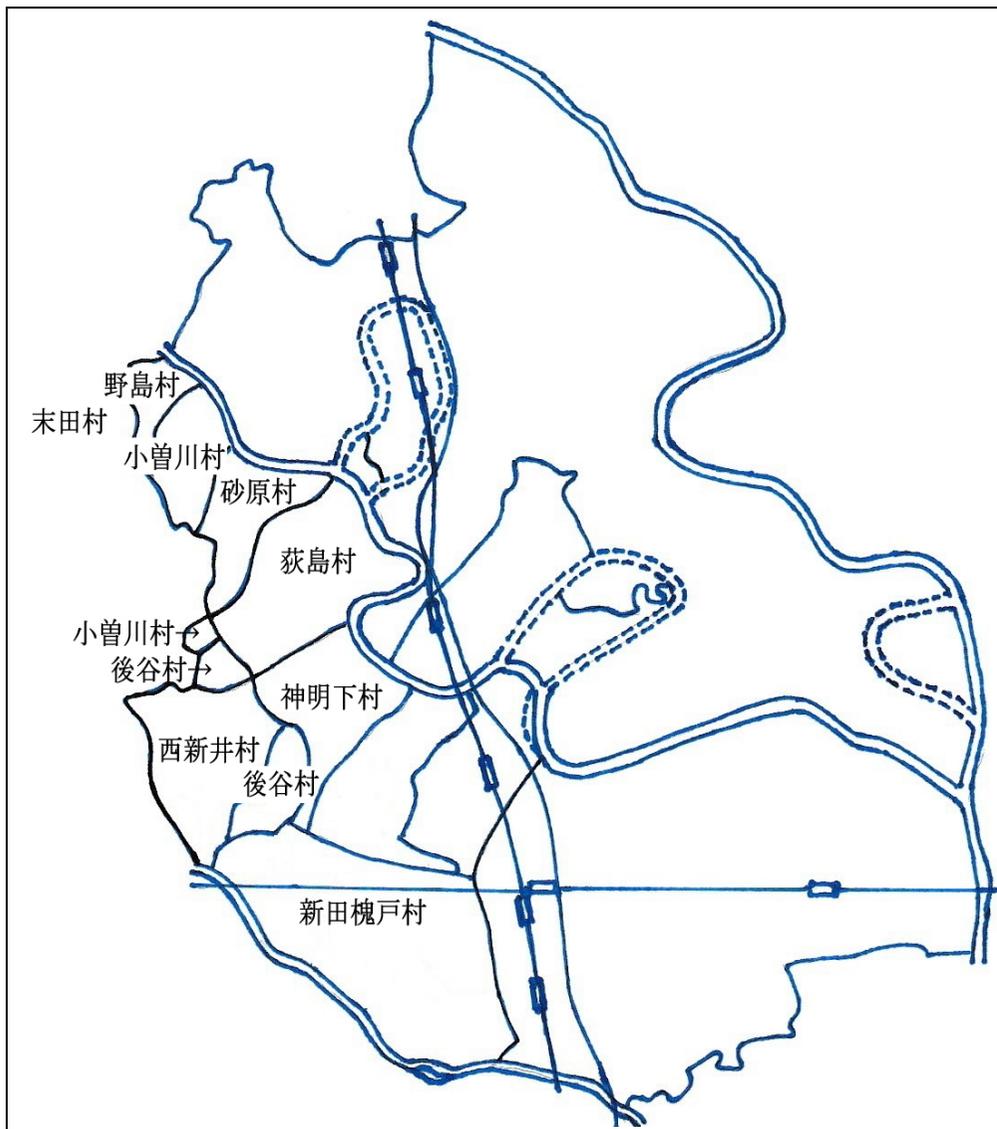




「岩槻領(現越谷市内・元荒川右岸のみ)」の「四ヶ村」
 『新編武蔵風土記稿』[第三期] 第十卷、雄山閣、1963、143～146 頁
 ※加藤 幸一氏作成の「絵図」をトレースして加筆



「越ヶ谷領」の「一宿一町十一ヶ村」(「寺領」を含む)
 『新編武蔵風土記稿』[第三期] 第十卷、雄山閣、1963、147～154 頁
 ※加藤 幸一氏作成の「絵図」をトレースして加筆



「土屋領」(寛文九年(1669)六月二十五日以降)の「九ヶ村」
(「寺領」を含む)

『土浦市史』、土浦市史編さん委員会編、土浦市史刊行会、1975、附録
を筆者が再解釈 ※加藤 幸一氏作成の「絵図」をトレースして加筆

「土屋領」(寛文二年(1662)二月二十二日以降)の「七ヶ村」
(「寺領」を含む)

『土浦市史』、土浦市史編さん委員会編、土浦市史刊行会、1975、附録
を筆者が再解釈 ※加藤 幸一氏作成の「絵図」をトレースして加筆